

広島中央広域行政組合の管理職員等の範囲を定める規則及び山県郡町村税等滞納整理組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十号

広島中央広域行政組合の管理職員等の範囲を定める規則及び山県郡町村税等滞

納整理組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則

次に掲げる人事委員会規則は、廃止する。

一 広島中央広域行政組合の管理職員等の範囲を定める規則（平成十四年広島県人事委員会規則第二号）

二 山県郡町村税等滞納整理組合の管理職員等の範囲を定める規則（平成十九年広島県人事委員会規則第十七号）

附 則

この人事委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。